

年末の交通事故防止県民運動実施 (12月1日から12月15日)

12月1日(金)～12月15日(金)は年末の交通事故防止県民運動が実施されます。一人ひとりが交通ルールを守り、交通安全にご協力ください。

【スローガン】『自分から 着けるライトで 消える事故』

(1) 子供と高齢者の交通事故防止 (特に横断歩行者の保護)

- ・横断歩道は歩行者優先。運転者は歩行者がいる場合は必ず停止しましょう。
- ・子供や高齢者が外出する時は、安全確認や反射材の着用を促す声かけをしましょう。

(2) 夕暮れ時と夜間の交通事故防止

- ・運転者は日没30分前のライト点灯や、ライトのこまめな上下切り替えなどを徹底し、交通事故防止に努めましょう。
- ・歩行者は外出する時には、反射材を着用するようにし、周囲に自分の存在を知らせて交通事故を未然に防ぎましょう。

(3) 飲酒運転の根絶

- ・茨城県は平成28年、飲酒運転による交通死亡事故件数が全国ワースト1位という非常に深刻な事態にあります。県民の皆さん一人ひとりが「飲酒運転を絶対にしない、させない」という強い意志を持ち、飲酒運転を根絶しましょう。

問合せ 生活環境課 地域安全安心係 (内線 241)

困りごとなんでも無料相談会

～土地家屋・金銭貸借・離婚・相続・交通事項etc～

相談会では、調停委員が困りごとを一緒に考え、解決への道すじや手続についてご案内いたします。

※秘密は厳守します。事前予約は必要ありません。

日時 11月25日(土) 10:00～15:00
 場所 東海村総合福祉センター「絆」(東海村村松 2005)
 相談担当者 民事・家事調停委員
 (弁護士、税理士、土地家屋調査士等を含む)
 主催/問合せ 水戸調停協会 ☎ 070-1570-5931

大洗わくわく科学館 「クリスマスわくわくフェスタ」

■11月26日(日) 達人と話そう!
 「アクアワールドのプラントン飼育の達人～ふらふらブラブラプラントン～」

時間: 13:30～14:30 ※要予約(予約受付中)
 対象: どなたでも
 定員: 50名 参加費: 無料

■12月3日(日) 「マイキャンドルを作ろう！」

時間: 13:30～15:00 ※要予約(予約受付中)
 対象: 小学3年生～中学生
 定員: 12名 参加費: 100円

■12月10日(日) 「燃料電池カート乗車体験！」

時間: 10:30～11:30 ※当日予約
 対象: 小学3年生～中学生(身長120cm以上)
 定員: 先着30名 参加費: 無料

■12月17日(日) 「七宝焼きキーホルダーを作ろう！」

時間: 13:30～15:00 ※要予約(12/1～予約開始)
 対象: 年長～中学生(小学2年生以下は保護者同伴)
 定員: 先着16名 参加費: 200円

■12月23日(土) 「ペーパークラフト・クリスマスバージョン」

時間: 13:30～15:00 ※要予約(12/1～予約開始)
 対象: 小学生～中学生の親子
 定員: 16名 参加費: 無料

☆イベント期間中は、映像上映(土日祝のみ)&クリスマス工作コーナーも開催!

問合せ 大洗わくわく科学館 ☎ 267-8989

あなたの職場、働きすぎではありませんか？

11月は「過重労働解消キャンペーン」期間です。
 職場の働き方を見直し、過重労働による健康障害を防止するため、長時間労働の削減に取り組みましょう。

※詳しくは、茨城労働局ホームページの「過重労働解消キャンペーン」で検索できます。

問合せ 茨城労働局 監督課 ☎ 224-6214

11月は労働保険適用促進強化期間です。

労働者(アルバイトを含む)を1人でも雇っている事業主は、労働保険(労災保険・雇用保険)に加入する義務があります。

労働保険とは

労働保険は、労働者災害補償保険(通称・労災保険)と雇用保険を総称したもので、保険給付は両保険制度でそれぞれに行われておりますが、保険料の徴収については加入事業所の利便と事務処理の能率向上を図るために一元的に扱うこととしており、労働者とその家族ひいては、事業主を守るための制度です。

労災保険とは

労働基準法の災害補償の規程に基づく使用者責任を代行する機能をもった制度で、業務災害や通勤災害を受けた労働者の負傷・病気・死亡等に対して事業主に代わって必要な保険給付を行い、被災者・遺族を援護するものです。

また、労働者の社会復帰の促進など、労働者の福祉の増進を図るための事業も行っています。

雇用保険とは

労働者が失業した場合や労働者の雇用が困難となる事由が生じた場合に、失業等給付を行うとともに、再就職を促進するための必要な給付を行うものです。

また、雇用保険では失業等給付以外にも、景気の変動などにより事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、労働者を休業させたり、教育訓練を受けさせたりした事業主等に対して支給される雇用調整助成金など、事業主等に対して支給される各種助成金があります。

労働者を1人でも使用する事業主は、労災保険の加入が義務づけられています。パートタイム労働者の方でも、一定の要件を満たす方は雇用保険の加入が義務づけられています。

なお、保険制度の詳細および加入手続きについては、茨城労働局労働保険徴収室(☎ 029-224-6213)、最寄りの労働基準監督署または、ハローワーク(公共職業安定所)へお尋ねください。